

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年6月28日

【会社名】 クラスターテクノロジー株式会社

【英訳名】 CLUSTER TECHNOLOGY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安達 稔

【本店の所在の場所】 大阪府東大阪市渋川町四丁目5番28号

【電話番号】 06-6726-2711

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 稲田 盛一

【最寄りの連絡場所】 大阪府東大阪市渋川町四丁目5番28号

【電話番号】 06-6726-2711

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 稲田 盛一

【縦覧に供する場所】 クラスターテクノロジー株式会社 東京営業所
(東京都中央区日本橋小伝馬町16番5号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【提出理由】

平成25年6月26日開催の当社第22期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、平成25年5月14日の取締役会において平成25年10月1日付で1株を100株に分割するとともに、単元の株式数を100株とする単元株制度を採用する旨ならびに会社法の規定に基づき定款第6条（発行可能株式総数）の変更および第7条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。

単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株式の権利を定めるため、第9条（単元未満株式についての権利）を新設いたします。

単元未満株式を所有されている株主の皆様の便宜をはかる目的で単元株未満株式買増制度を導入するため、第10条（単元未満株式の買増し）を新設いたします。

定款第9条以下の条数を各2条繰下げます。

第9条および第10条の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第1条を変更いたします。

太陽光発電事業に参入するため、第2条（目的）に第16号を新設し、同条第16号以下の号数を各1号繰下げます。

各取締役ごとに、取締役改選時期の相違が生じることにより発生する取締役の選任のコストを減らすために、現行定款第20条（任期）を変更いたします。

取締役会長を非常設とするために現行定款第21条（代表取締役および役付取締役）を変更いたします。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、安達稔、稲田盛一、藤田雅之、安達良紀、白戸幸治及び駒井幸三の6氏を選任する。

第3号議案 取締役成瀬俊彦氏退任に伴う退職慰労金贈呈の件

退任される取締役成瀬俊彦氏に対し退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等については、取締役会に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	23,629	156	26	(注) 1	(注) 2 可決 94.52%
第2号議案				(注) 1	(注) 2
安達稔	23,529	270	12		可決 94.12%
稲田盛一	23,518	281	12		可決 94.07%
藤田雅之	23,506	293	12		可決 94.03%
安達良紀	23,495	304	12		可決 93.98%
白戸幸治	23,532	267	12		可決 94.13%
駒井幸三	23,473	326	12		可決 93.89%
第3号議案	22,966	837	8	(注) 1	(注) 2 可決 91.87%

(注) 1 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

第2号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

第3号議案については、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。